

セーフティネット5号認定 郵送提出時確認票

以下を全て記入し、認定書類一式と一緒にご提出ください。

所要期間の目安	【郵送】事業者 ⇒ 市商工観光課《1～2日》※普通郵便可 (土日祝除く) 商工観光課での審査《2～3日》 【郵送】市商工観光課 ⇒ 事業者《1～2日》※普通郵便、窓口来庁受取も選択可
---------	---

※申請書類に不備があった場合は上記よりも時間がかかりますのでご注意ください。

※事前に金融機関等とスケジュールの調整をお願いします。

提出先: 〒501-6292 羽島市竹鼻町55番地 羽島市 産業振興部 商工観光課 商工係

個人の場合: 屋号 法人の場合: 法人名	
個人の場合: 氏名 法人の場合: 代表者名	
ご担当者名	
ご連絡先電話番号	
郵送先住所	郵便番号 〒 住 所

1 申請人の資格

- 市内に店舗、工場又は事業所を有するか。
- 市内で1年以上同一事業を営む者であるか。

最近3か月※の売上高等が前年同期比5%以上減少しているか。

- ※新型コロナウイルス感染症の影響が顕在化した令和2年2月以降で、直近3か月の売上高等が算出可能となるまでの間は、直近1か月の売上高等とその後2か月の売上高等見込みを含む3か月間の売上高等の減少でも申請可能

※最近1年以内に店舗拡大等によって事業を拡大した方や創業1年未満3か月以上経過した方は別途ご相談ください。

2 中小企業信用保険法第2条第5項第5号(セーフティネット5号)の規定による認定申請書

- 行っている事業にあわせて申請書様式を選択したか。【様式の種類】指定業種のみ⇒(1)-①
主たる事業が指定業種⇒(1)-② 主たる事業以外が指定業種⇒(1)-③
- 「売上高等」の数値は「売上高等比較表」の数値を転記したか。

3 売上高等比較表

- 事業が属する業種毎の売上高を記載したか。
- 試算表や売上台帳等に記載された売上高等を転記したか。

4 添付書類

法人の場合

- 商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書)の写し※電子可 1通

個人の場合

- 直近の所得税確定申告書の写し 1通

5 認定申請書の受取方法 次のいずれかに✓してください。

- 郵送での受け取りを希望する
- 窓口での受け取りを希望する

※郵送の場合は普通郵便で発送します。窓口受取の場合は上記電話番号にご連絡します。